

# 技能講習、特別教育 開催のご案内

根室市通年雇用促進協議会では、**根室市内にお住まいの季節労働者の方を対象**とした技能講習、特別教育を開催します。(中標津町での受講種目は裏面をご覧ください。)  
みなさんの積極的な参加をお待ちしております。

**根室市と中標津町での受講種目があります。**(詳しくは裏面をご覧ください。)

## 各講習の受講料は **無料** です。

### ①小型移動式クレーン 運転技能講習(10名)

申込締切日:令和2年5月15日(金)  
(7名以上で開催)

16時間コース 20時間コース

令和2年5月25日(月)～  
令和2年5月27日(水)～

### ②玉掛技能講習(10名)

申込締切日:令和2年5月15日(金)  
(7名以上で開催)

15時間コース 19時間コース

令和2年5月28日(木)～  
令和2年5月30日(土)～

### ③ドローン講習3級 (5名)

申込締切日:教習機関指定日より7日前  
(詳しくは協議会へお問い合わせください。)

17時間コース

令和2年5月中旬  
(教習機関指定日・2日間)

### ①小型移動式クレーン運転 ②玉掛

**講習会場** 北海道立北方四島交流センター ニ・ホ・ロ 根室市穂香 110-9

**開始時間** 午前9時より(一部の講習については時間が異なりますので、お申込時にお確かめ下さい。)

### ③ドローン講習

**講習会場** 根室相互自動車学校 根室市穂香 102番地

**開始時間** 未定

**対象者** 根室市内にお住まいの季節労働者の方(詳しくは裏面をご覧ください。)

※季節労働者とは雇用保険の「短期雇用特例被保険者」として雇用されている方をいいます。

講習名	期間	コース	受講対象
①小型移動式クレーン 運転技能講習 (ニ・ホ・ロ)	3日間	16時間コース	・クレーン運転士及びデリック運転士または、揚貨装置運転士免許をお持ちの方 ・床上操作式クレーン運転技能講習または、玉掛技能講習を修了した方
		20時間コース	・上記以外の未経験者
②玉掛技能講習 (ニ・ホ・ロ)	3日間	15時間コース	・クレーン、移動式クレーン等の免許を取得された方 ・小型移動式または、床上操作式クレーン運転技能講習を修了した方
		19時間コース	・上記以外の未経験者
③ドローン技能講習 (根室相互自動車学校)	2日間	17時間コース	・満18歳以上の方(普通自動車運転免許必要)

**申込方法** 裏面の必要書類を持参のうえ根室市通年雇用促進協議会(市役所2階 商工観光課内)へお越し下さい。

**お問合せ** 根室市通年雇用促進協議会(根室市役所2階 商工観光課内)  
根室市常盤町2丁目27番地 ☎0153-23-6111(内線2273)

先着順に受付し、定員に達し次第締め切りますのでお申し込みはお早めに!



# 中標津町での受講種目

- |                      |    |                     |               |
|----------------------|----|---------------------|---------------|
| ①小型移動式クレーン運転         | 6名 | ⑦ガス溶接技能講習           | 3名            |
| ②玉掛技能講習              | 6名 | ⑧地山の掘削土留め支保工作業主任者   | 3名            |
| ③高所作業車運転             | 7名 | ⑨小型車両系建設機械(整地等)     | 運転業務の特別教育 10名 |
| ④フォークリフト運転           | 6名 | ⑩フルハーネス型墜落制止用器具特別教育 | 10名           |
| ⑤車両系建設機械(整地等)14時間コース | 7名 | ⑪ローラーの運転業務に係る特別教育   | 6名            |
| ⑥不整地運搬車運転11時間コース     | 7名 |                     |               |

**講習会場** 株式会社 北友商会 中標津町東37条南1丁目1番地1

**講習日程** 講習機関指定日(詳しくは協議会事務局までお問い合わせ下さい。)(種目により4月中旬から随時受講できます。)

**申込方法** 受講する1か月前までに、事務局に連絡をお願いします。(受講人数3名以上で開催になります。)

**先着順に受付し、定員に達し次第締め切りますのでお申し込みはお早めに!**

講習名	期間	コース	受講対象
①小型移動式クレーン運転技能講習			・表面記載のとおり
②玉掛技能講習			
③高所作業車運転技能講習	2日間	12時間コース	・移動式クレーン運転士免許をお持ちの方 ・小型移動式クレーン運転技能講習を修了された方
	2日間	14時間コース	・建設機械施工技術検定に合格された方 ・大特、大型、中型、準中型、普通免許のいずれかをお持ちの方 ・フォークリフト、ショベルローダー、車両系建設機械(整地・解体等)、不整地運搬車いずれかを修了された方
④フォークリフト運転技能講習	2日間	11時間コース	・大型特殊自動車免許をお持ちの方 ・大型、中型、準中型、普通免許のいずれかをお持ちの方、または大型特殊自動車(限定付)免許をお持ちで、フォークリフト運転の特別教育を受け、フォークリフト運転経験が3ヶ月以上ある方
	4日間	31時間コース	・大型、中型、準中型、普通免許のいずれかをお持ちの方 ・大型特殊自動車(限定付)免許をお持ちの方
⑤車両系建設機械(整地等)技能講習	2日間	14時間コース	・大型特殊自動車免許をお持ちの方 ・大型、中型、準中型、普通免許のいずれかをお持ちの方で、小型車両系(整地等)の特別教育を修了し、経験が3ヶ月以上の方 ・不整地運搬車運転技能講習を修了された方
⑥不整地運搬車運転技能講習	2日間	11時間コース	・大型特殊自動車免許をお持ちの方 ・大型、中型、準中型、普通免許のいずれかをお持ちの方で、車両系建設機械または、不整地運搬車の特別教育を修了し、経験が3ヶ月以上の方 ・車両系建設機械(整地等)技能講習を修了された方
⑦ガス溶接技能講習	2日間	13時間コース	・満18歳以上の方
⑧地山の掘削土留め支保工作業主任者	3日間	17時間コース	・地山の掘削作業または、土留め支保工の組立て等の作業に3年以上従事した経験がある方
⑨小型車両系建設機械(整地等)運転業務の特別教育	2日間	13時間コース	・満18歳以上の方
⑩フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	1日間	6時間コース	・満18歳以上の方
⑪ローラーの運転業務に係る特別教育	2日間	10時間コース	・満18歳以上の方

## お申込方法

受講を希望する方は下記の書類を持参のうえ、当協議会(市役所2階 商工観光課内)までお越し下さい。

### 必要書類

- 平成31年4月1日以降の雇用保険特例受給者資格証※
- 証明写真(サイズ25mm×35mm)1枚(ドローン技能講習は不要)
- 各講習において必要な資格の免許証及び修了証
- 印鑑(シャチハタ不可)
- 住所が確認できるもの(自動車免許証等)

※雇用保険特例受給資格を証明する書類( **A**・**B** のいずれか)が必要です。

### A 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書

### B 雇用保険特例受給資格者証

この数字が2または、3の方

この年月日が平成31年4月1日以降の方